

農地転用には許可が必要です

農地転用とは、田畑などの農地を、住宅用地や駐車場など耕作目的以外の用途に変更することです。

転用する場合は事前に農地法に基づき許可を受ける必要があります、許可を受けずに農地を転用すると農地法違反で罰則が適用される場合もあります。

なお、転用する農地が農業振興地域内の農用地区域に指定されている場合は、転用許可申請を行う前に農用地区域からの除外手続きが必要となりますので、事前に農林課へお問い合わせください。

申請方法 毎月20日(閉庁日)の場合は翌開庁日)までに農業委員会事務局、または各地域局へ申請してください。

問 農業委員会事務局 ☎21・0226 / 農林課 ☎21・0223

和牛入門講座

和牛の繁殖経営に必要な基礎知識や技術を習得する和牛入門講座の受講生を募集します。

研修内容 ①和牛飼養の基礎講座 ②牧場体験実習 ③市場視察および就農相談

日時・場所

①8月21日(土)午前9時～正午・岡山県農林水産総合センター畜産研究所(久米郡美咲町北2272)

②9月～令和4年3月の数日間の午前10時～午後3時・場所は未定

③令和4年3月4日(金)午前10時～午後3時・全農岡山県本部総合家畜市場(真庭市草加部1810)

申し込み 申込書に必要事項を記入し、岡山県畜産協会へ郵送、ファクス、または電子メールで提出してください。申込書は岡山県畜産協会のウェブサイトからダウンロードできます。

郵送先 〒700・0826 岡山市北区磨屋町9・18 岡山県農業会館5階

申込期間 7月30日(金)まで

募集人数 10人程度

参加費 無料

問 (一社)岡山県畜産協会経営支援部

☎086・2222・8575

📠086・234・6031

✉chikusan@po.harenet.ne.jp



認定農業者等育成支援事業

農業経営基盤強化を目的とした農業用機械の導入を支援します。

補助対象事業

自ら使用するものや農業受託に使用する農業用機械のうち、次の条件を全て満たすもの

- ①法定耐用年数が4年以上のもの(中古品を認める/消費税は含まない)
- ②補助対象者の事業に関連したもの
- ③農作業以外に使用できる汎用性が高いものや直接労力軽減につながるもの(軽トラや農業用倉庫など)
- ④市内の販売業者から購入するもの
- ⑤使用者が市内に農地を有し、市税を完納していること

申し込み 8月2日(月)～31日(火)に農林課へ

※交付申請額が予算額を上回った場合は補助率が変わりますのでご了承ください。

問 農林課 ☎21・0223

補助対象者、補助率および上限額

補助対象者	補助対象事業費 補助率・上限額	
認定農業者 人・農地プラン(個人)	10万円以上	
	1/6	10万円/年度
認定新規就農者	5万円以上	
	1/3	50万円/年度
集落営農組織 農業関係法人 人・農地プラン(団体)	10万円以上	
	1/2	50万円/年度

短歌

毎年母の日鉢花を娘が並べ良い天気蝶も飛ぶ気持ちよさ

川上艶子さん(津川町今津)